

〈 2. 理事・理事会 〉

I-2-(1) 理事会、代表理事に関する規定の充実

制度の概要

組合の業務執行機関として理事会を設け、組合の業務に関する代表権を有する機関として代表理事をおくもの

生協の現状

法令上、理事会や代表理事に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

- ・ 組合はすべての理事で組織する理事会を置かなければならないとされ、理事会は組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督するとされている。また、理事会の招集権者、招集手続に関する規定が設けられている。
 - ・ 理事会の決議により代表理事を定めなければならないなど代表理事に関する規定や、組合を代表する権限を有すると認められる名称を付した理事の行った行為については、その者が代表権を有しない場合でも、組合は善意の第三者に対してその責任を負うとする、いわゆる「表見代表理事」に関する規定が設けられている。
- ※ 農協法には、理事会のほか、経営管理委員会に関する規定が設けられている。

中協法

- ・ 同上
- ・ このほか、定款の定めるところにより、理事が理事会の決議の目的たる事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができるとされている。

会社法

- ・ 代表取締役は、取締役の互選又は株主総会の決議で定めることができるとされている。
- ・ その他、取締役会設置会社について、中協法と同様の規定が設けられている。

改正の方向性

他法にならい、理事会や代表理事に関する規定を整備することとしてはどうか。

I-2-(2) 理事の自己契約・利益相反取引に関する承認等

制度の概要

理事が①自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき、②理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会の承認を必要とする制度

生協の現状

法令上、理事と組合間の契約に関しては、監事が組合を代表する旨の規定が設けられているが、契約に際して、理事会の承認が必要とする規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができることとされている。なお、これにより承認を要するのは、①自己又は第三者のために取引をしようとする場合や②理事以外の者との間において組合と理事との利益が相反する契約をする場合も含むと解されている。

中協法

・①理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき、②理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとされている。

会社法

・取締役について、同上

改正の方向性

理事の自己契約や利益相反取引が独断で行われ、組合が財産上の被害を被ることを防止するため、他法にならい、理事が、①自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき、②組合が理事以外の者との間で行う、理事と組合との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会の承認を必要とする規定を整備することとしてはどうか。

〈 3. 監事 〉

I-3-(1) 監事の基本的な職務

制度の概要

監事が行うべき基本的な職務を定めるもの

生協の現状

- ・ 法令上、監事は、組合の財産状況及び理事の業務執行の状況を監査することとされており、これらに不整の点があることを発見したときは、これを総会又は所管行政庁に報告することとされている。
- ・ ただし、法令上、生協の子会社等に対する財産状況等の監査に関する規定はない。

他制度の状況

農協法

- ・ 監事は、理事の職務の執行について監査し、監査報告を作成しなければならないとされている。また、理事や使用人に対して事業の報告を求めたり、組合の業務や財産状況を調査することができる。また、監事は、職務を行うため必要があるときは、農協の子会社等に対して事業の報告を求め、又は、その業務や財産状況を調査することができる。また、監事は、理事が不正行為をしたり、そのおそれがあると認めるときや、法令や定款に違反し、また、著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならないとされている。

中協法

- ・ 同上

会社法

- ・ 監査役について、同上

改正の方向性

他法にならい、監事が行うべき基本的な職務として、新たに監査報告の作成や、理事や生協の子会社等に対する業務の状況の調査など、必要なものを規定してはどうか。また、その他に、理事が不正行為をした場合等一定の場合においては、監事の理事会に対する報告を義務づけることとしてはどうか。

I-3-(2) 監事の選任等に関する監事の権限

制度の概要

監事の選任等に関して、監事が関与する権限に関する制度

生協の現状

法令上、監事の選任議案に関する監事の同意や監事の選任等に関する監事の意見等の陳述に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

- ・ 理事は、監事の選任議案を総会に提出するには、監事の同意を得なければならないとされている。また、監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。
- ・ 監事は、総会において、監事の選任や解任、辞任について意見を述べることができるとされている。また、監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨とその理由を述べるができるとされている。

中協法

- ・ 同上

会社法

- ・ 監査役の選任等について、同上

改正の方向性

監事の独立性を担保し、適切な監査が行われるようにするため、他法にならい、監事の選任議案に関する監事の同意、監事の選任、解任、辞任に関する意見の陳述等に関する規定を設けることとしてはどうか。

I-3-(3) 監事による職務に係る費用等の請求

制度の概要

監事とその職務の執行に係る費用を組合に請求できるとする制度

生協の現状

法令上、監事の職務執行に係る費用等の組合に対する請求に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

- ・監事が、その職務の執行について、
 - ①費用の前払の請求
 - ②支出費用及びその利息償還請求
 - ③負担した債務の弁済請求

を行った場合、その費用等が、当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒否することができないとされている。

中協法

- ・同上

会社法

- ・監査役について、同上

改正の方向性

監事の円滑な監査活動を確保するため、他法にならい、監事が、その職務執行に係る費用等を請求することができ、原則として、組合はそれを拒否することができないとする規定を設けることとしてはどうか。

I-3-(4) 監事による総会提出議案の調査

制度の概要

監事は、理事による総会提出議案を調査しなければならないとする制度

生協の現状

生協法上、理事が事業報告書や決算書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならないとされているが、理事が総会に提出しようとする議案に対する監事の調査義務に関する規定等は存在しない。

他制度の状況

農協法

・監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならないとされている。この場合、法令や定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならないとされている。

中協法

・同上

会社法

・監査役について、同上

改正の方向性

他法にならい、監事による総会提出議案に関する調査義務について定める規定や、法令等に違反する場合の調査結果報告義務について定める規定を設けることとしてはどうか。

I-3-(5) 監事の理事会に関する権限や義務

制度の概要

監事が理事会に出席すべきことや理事会の招集を請求する権利等について定める制度

生協の現状

法令上、監事の理事会に関する権限等に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

- ・ 理事が不正の行為をした場合やそのおそれがあると認めるとき、又は法令や定款に違反する事実や著しく不当な事実があると認めるときに、理事会にその旨を報告しなければならないとされている。
- ・ また、監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないとされている。その場合には、監事が理事会の招集請求を行うことができ、請求日から5日以内に、請求日から2週間以内を開催日とする招集通知が発せられないときは、請求を行った監事は、理事会を招集することができる」とされている。

中協法

- ・ 同上

会社法

- ・ 監査役について、同上

改正の方向性

他法にならい、理事の不正行為について理事会への報告義務や監事の理事会出席義務に関する規定等を設けることとしてはどうか。

I-3-(6) 監事による理事の不法行為差止請求

制度の概要

理事が法令等に違反する行為をした場合などに、監事が当該行為を行うことを差し止めることができるとする制度

生協の現状

法令上、監事による理事の不法行為差止請求に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・ 監事は、理事が法令や定款に違反する行為をした場合やそのおそれがある場合で、当該行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して、その行為をやめることを請求することができる。とされている。

中協法

・ 同上

会社法

・ 監査役の取締役に対する不法行為差止請求について、同上

改正の方向性

他法にならい、監事は、理事が法令や定款に違反する行為をした場合で、当該行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、監事の職務権限の一環として、当該理事に対してその行為の差止請求をすることができる。とはどうか。